

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2016年4月1日

当社は、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、静岡県および御前崎市との協議を経て、「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(以下、「防災業務計画」という。)を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出ましたのでお知らせします。

防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。

防災業務計画の修正の概要

原子力事業者は、原災法に基づき、防災業務計画を毎年見直して必要な修正をおこないます。今回の修正の概要は以下のとおりです。

- (1) 緊急作業(※1)に従事させるための要員の線量限度に係る法令の制定・改正に伴う修正
緊急作業に従事させるための要員の定義の見直しに伴う原子力防災要員の定義の修正
- (2) 浜岡原子力発電所 1,2号機の廃止措置第2段階移行に伴う修正
1,2号機の廃止措置第2段階移行に伴う緊急時活動レベル(※2)に該当する項目の修正
- (3) その他記載の適正化

参考 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

- ※1 緊急作業とは、原子炉施設に災害が発生または発生するおそれがある場合、原子炉の運転に重大な支障をおよぼすおそれのある原子炉施設の損傷が生じた場合、その他のやむを得ない場合における作業のことです。
- ※2 緊急時活動レベルとは、原子炉施設に災害が発生または発生するおそれがある事態を原子力施設の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態および全面緊急事態に区分するものです。当社は、防災業務計画においてそれぞれの区分に該当する項目を定めています。

以上

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

防災業務計画の章立てと各章の記載内容は以下のとおりです。

(以下の下線部の項目について必要な修正をおこなっています。)

章立て	内 容
第1章 総則	第1節 計画の目的 第2節 <u>定義</u> 第3節 計画の基本構想 第4節 計画の運用 第5節 計画の修正
第2章 原子力災害事前対策の実施	第1節 <u>防災体制</u> 第2節 <u>組織の運営</u> 第3節 <u>放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</u> 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 第6節 防災教育の実施 第7節 防災訓練の実施 第8節 <u>関係機関との連携</u> 第9節 周辺住民に対する平時の広報活動
第3章 緊急事態応急対策他の実施	第1節 連絡及び通報 第2節 <u>応急措置の実施</u> 第3節 緊急事態応急対策
第4章 原子力災害中長期対策	第1節 緊急体制の解除 第2節 中長期対策の計画等 第3節 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等
第5章 その他	第1節 <u>他の原子力事業者への協力</u>

以 上